

一般社団法人日本鍛造協会における 自主行動計画フォローアップ調査について

令和3年3月22日



一般社団法人

日本鍛造協会

Japan Forging Association JFA

1. これまでの取組（普及活動等）

素形材取引ガイドラインをはじめ自主行動計画等については、理事会及び各常設委員会の席上などで説明すると共に協会ホームページなどを通じて発信している。また、ガイドラインなどに関しては、会員各位にWeb上からダウンロードを促すなど周知徹底を図ってきた。また、型取引の適正化推進協議会等の内容についても、理事会及び常設委員会で説明するほか、昨年10月には「型取引の適正化に関するアンケート」を実施し、それらの結果を取り纏め、広報誌やニュースに掲載し会員各位に情報共有を行っている。

2. 令和2年度フォローアップ調査結果（概要）

- ・ 調査期間：令和2年9月28日～10月15日
- ・ 調査企業：会員企業 140社を対象
- ・ 回答企業：26社（前年度33社）
- ・ 回答率：18.6%（前年度23.6%）

【概観】（改善できた点、改善の余地がある点等特筆すべき内容を記載）

- ・ 受注者側がガイドラインを出して協議になった際は、交渉が円滑に進み、補給型保管費用が認められるなど改善したケースがみられるが、「合理的な価格決定」に関しては協議が難航し、なかなか改善には至っていない。型の取引についても、未だ「取り決め」がない項目も多く、これらの改善には発注者側の理解も含め、時間を要すると思われる。

3. 令和2年度フォローアップ調査結果と分析

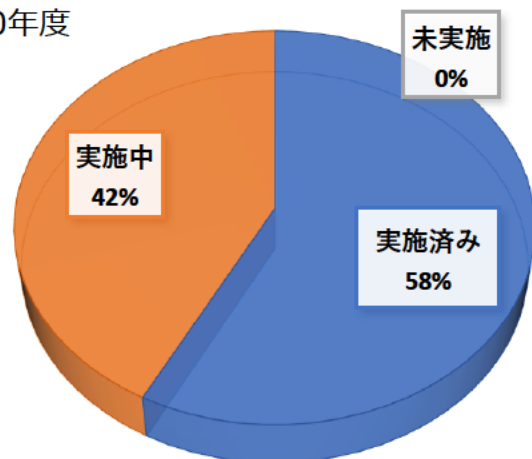
重点課題に対する取り組み [合理的な価格決定]

設問：原価低減要請の方法について、口頭での要請等、振興基準に記載された望ましくないことが（貴社からみた場合の）発注企業側で徹底されていますか。

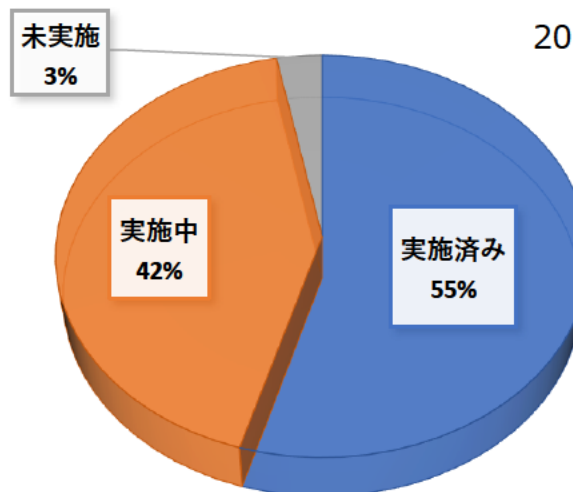
【分析結果】

- ・「実施済み」、「実施中」ともに昨年とあまり変化がみられなかったが、社内での周知・浸透や業務の仕組みづくりが十分に進んでいない、と回答した企業はみられなかった。

2020年度



2019年度



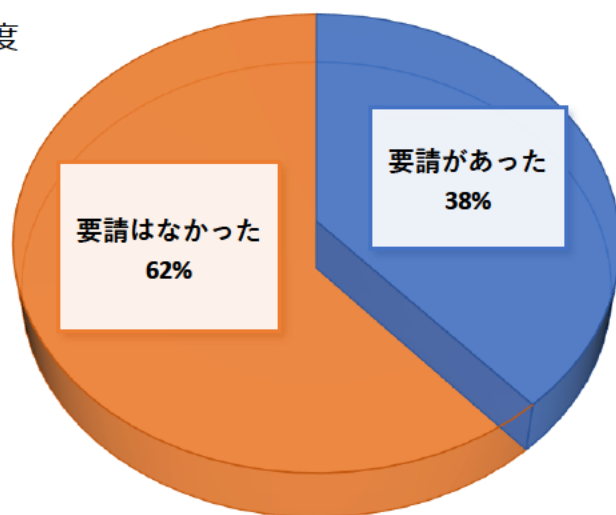
3. 令和2年度フォローアップ調査結果と分析 重点課題に対する取り組み [合理的な価格決定]

設問：2020年4月以降に原価低減要請はありましたか。

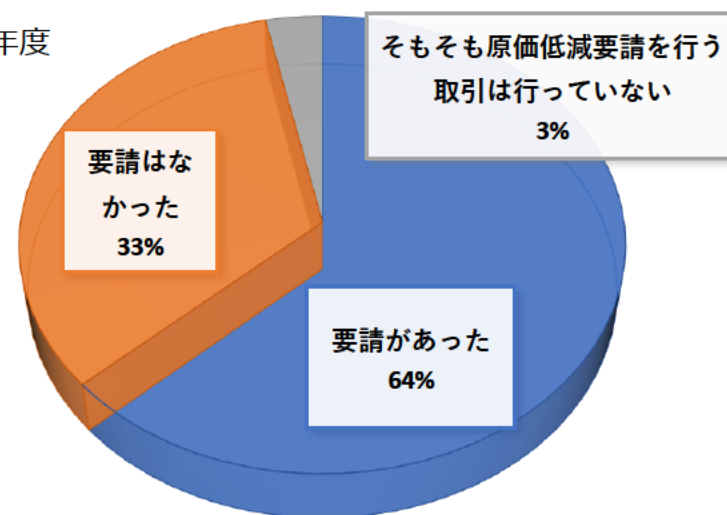
【分析結果】

- ・「要請があった」と回答した企業は、昨年比べて約50%減ったが、コロナ禍において受注が減少傾向にあっても、原価低減の要請はなくなることはない。

2020年度



2019年度



3. 令和2年度フォローアップ調査結果と分析

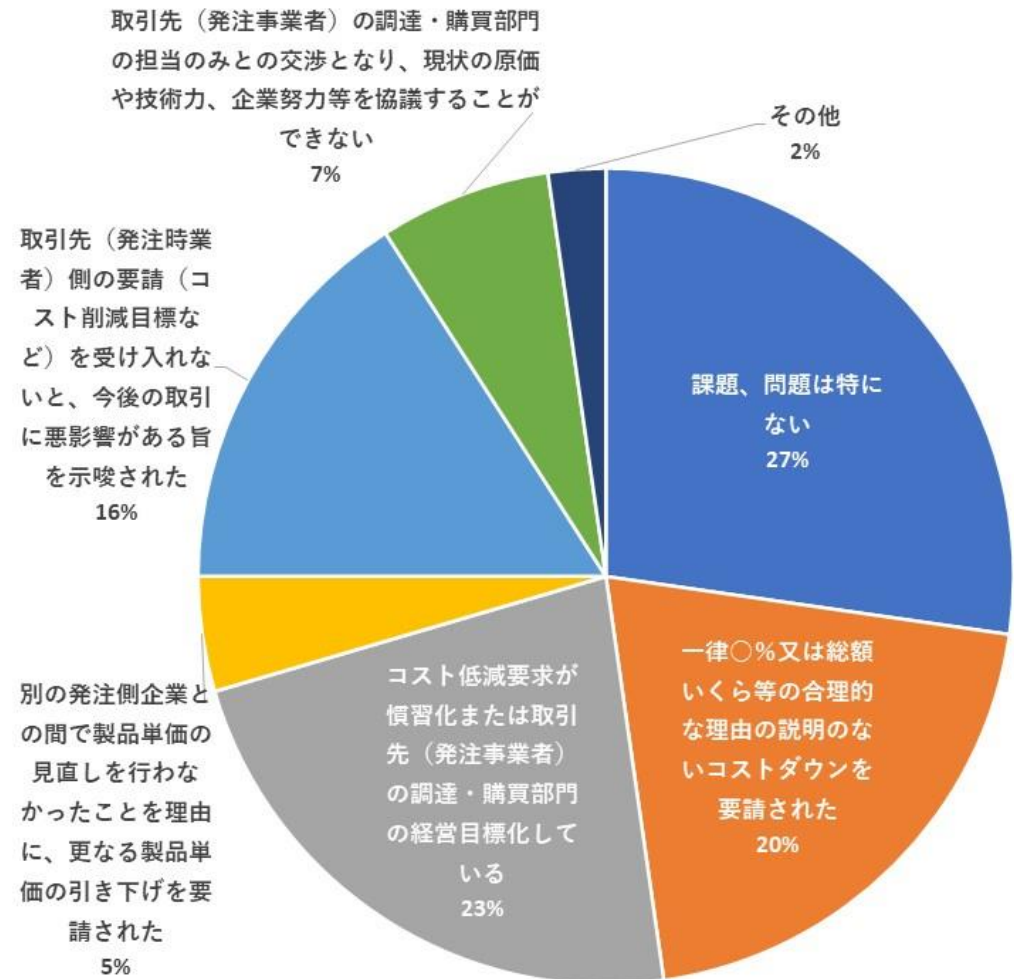
重点課題に対する取り組み [合理的な価格決定]

設問：原価低減要請について何か課題、問題はありますか。

【分析結果】

・2019年の調査同様、原価低減要請に対する課題、問題点は、「特にない」との回答が1/3弱を占めるが、一方、依然として、「一律〇%又は総額いくら等の合理的な理由の説明のないコストダウン要請」をはじめ、「コスト低減要求が慣習化または取引先側の調達・購買部門の経営目標化している」、「コスト低減要求が慣習化または取引先の調達・購買部門の経営目標化している」といった問題はなかなか改善せず、また、今後の取引に悪影響がある旨を示唆されるケースの割合も昨年と変わっていない。

2020年度



3. 令和2年度フォローアップ調査結果と分析

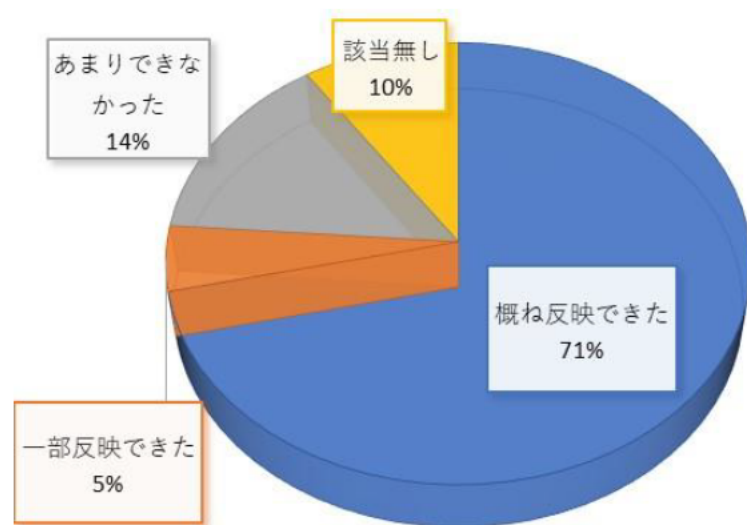
重点課題に対する取り組み [合理的な価格決定]

設問：2020年度（上期）に適用する単価の決定・改定にあたり、十分な協議の結果を踏まえ、双方合意の結果を反映できたと考える項目をお答えください。

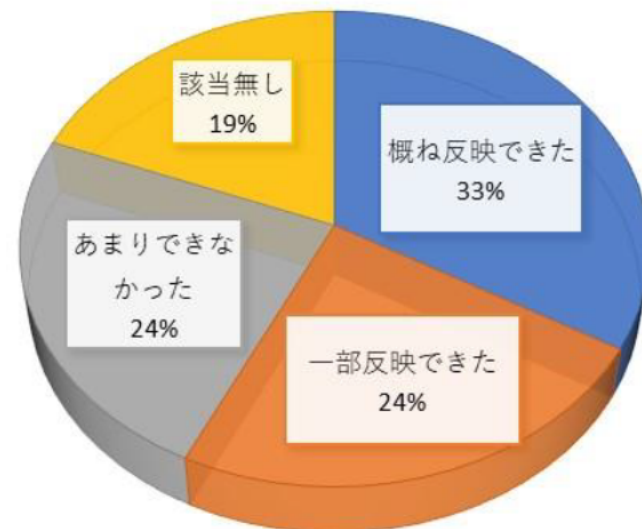
【分析結果】

- 「原材料価格の変動」は一部反映も含めると、76%が反映できたとの結果で、2019年度の調査結果と比べて改善された。また、取引先の寄与度を考慮した合理的な原価低減活動の効果についても昨年より改善されたものの、その他は昨年とほぼ変わらない状況である。

原材料価格の変動



取引先の寄与度を考慮した合理的な原価低減活動の効果



3. 令和2年度フォローアップ調査結果と分析

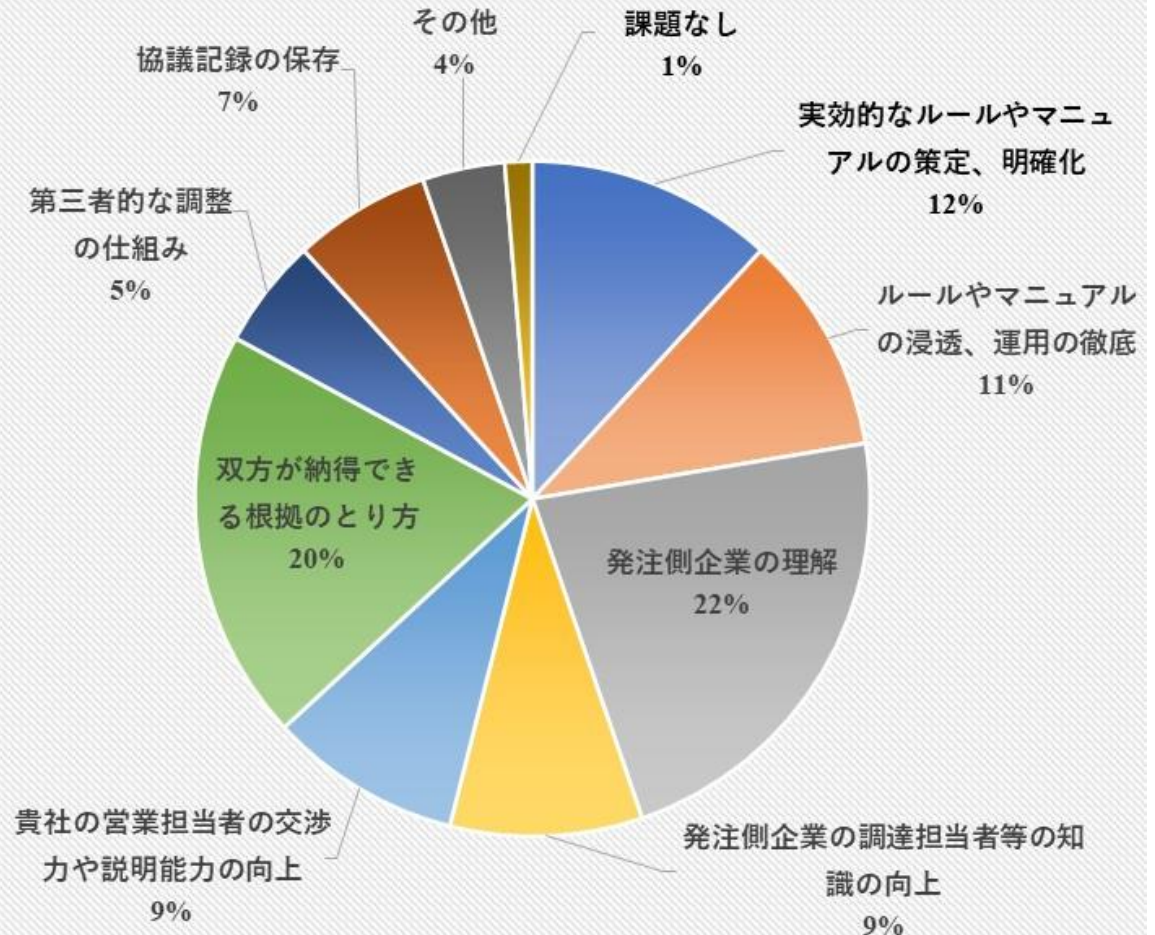
重点課題に対する取り組み [合理的な価格決定]

2020年度

設問：取引対価の決定にあたって、より円滑な協議を行うための課題をお答えください。

【分析結果】

- ・ 2019年度の調査結果同様、「発注側企業の理解」、「双方が納得できる根拠のとり方」、「実効的なルールやマニュアルの策定、明確化」が大きな課題となっている。これらの解決策として、協議にあたっての合理的な資料の作成方法について、業界としても検討していくことが必要である。



3. 令和2年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取り組み [型管理の適正化]

設問：貴社は、型の管理について課題を感じていますか。

【分析結果】

- ・型の管理に関しては、昨年の調査結果と比較してみても、改善していない状況が明らかになっている。協会独自に調査した結果、型の廃棄・保管、費用負担に関しては、根本的に書面の取り交わし、取り決めがないことが原因であるものの、型の廃棄や保管期限が曖昧で協議が進まないケースも多い。本件に関しては、協会としてガイドラインを作成し、更にセミナーを開催して、会員各位に周知する予定で準備を進めている。

	2020年度	2019年度
必要な費用の負担	%	%
課題がある	81.0	66.7
課題は生じていない	14.3	28.6
わからない	4.8	4.7
保管義務期間	%	%
課題がある	85.7	68.2
課題は生じていない	9.5	27.3
わからない	4.8	4.5
型の返却や廃棄の基準	%	%
課題がある	76.2	68.2
課題は生じていない	19.0	27.3
わからない	4.8	4.5
一括生産・買取制度	%	%
課題がある	66.7	50.0
課題は生じていない	23.8	45.5
わからない	9.5	4.5
再生産時の運用ルール	%	%
課題がある	85.7	59.1
課題は生じていない	9.5	40.9
わからない	4.8	0.0

3. 令和2年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取り組み [型管理の適正化]

設問：型保管及び旧型補給品供給に関して、以下の項目に関するルールやマニュアルが発注側企業において整備されていますか。

【分析結果】

- ・2020年度の調査では、いずれの項目も、2019年度調査に比べて、ルールやマニュアルが発注側企業において整備されていないとの回答が半数以上を占めた。これは、当協会が実施した型取引の適正化に関する調査結果でも同様の結果である。

	2020年度	2019年度
必要な費用の負担	%	%
実施済み	18.2	34.8
実施中	27.3	39.1
未実施	50.0	26.1
該当なし	4.5	0.0
保管義務期間	%	%
実施済み	13.6	34.8
実施中	22.7	34.8
未実施	59.1	30.4
該当なし	4.6	0.0
型の返却や廃棄の基準	%	%
実施済み	18.2	36.4
実施中	31.8	36.4
未実施	50.0	27.3
該当なし	0.0	0.0

3. 令和2年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取り組み [型管理の適正化]

設問：1年前と比較して、型管理の課題は改善されましたか。

【分析結果】

- ・残念ながら、1年前に比べて改善されていない、と回答した企業が半数あった。これについては、先に述べたように、協会としてガイドラインを作成し、更にセミナーを開催して、型管理の改善に向けた取り組みを実施していく。

	2020年度	2019年度
1年前と比較した 型管理の課題	%	%
改善された	18.2	34.8
やや改善された	27.3	39.1
改善されていない	50.0	26.1
型管理の課題はない	4.5	0.0

3. 令和2年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取り組み [型管理の適正化]

設問：型管理における適正化や改善への取り組みは実施できましたか。

【分析結果】

- ・型の廃棄・保管、費用負担に関しては、根本的に書面の取り交わし、取り決めがないことが大きな原因であり、型の廃棄や保管期限が曖昧で協議が進まないケースが多い。

	2020年度	2019年度		2020年度	2019年度
取引先による 保管費用の負担	%	%	型製造代金の支払方法 協議の実施	%	%
概ね取組を実施できた	13.6	14.8	概ね取組を実施できた	36.4	29.6
一部取組を実施できた	9.1	14.8	一部取組を実施できた	4.5	11.1
あまりできなかった	68.2	59.3	あまりできなかった	50.0	37.0
該当なし	9.1	11.1	該当なし	9.1	22.3
保管期間を過ぎた型の 返却や廃棄の促進	%	%	受注側からの要求による 型製造代金一括払い の実施	%	%
概ね取組を実施できた	13.6	25.9	概ね取組を実施できた	27.3	29.6
一部取組を実施できた	18.2	14.8	一部取組を実施できた	9.1	14.8
あまりできなかった	63.6	51.9	あまりできなかった	45.5	29.6
該当なし	4.6	7.4	該当なし	18.1	26.0

3. 令和2年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取り組み

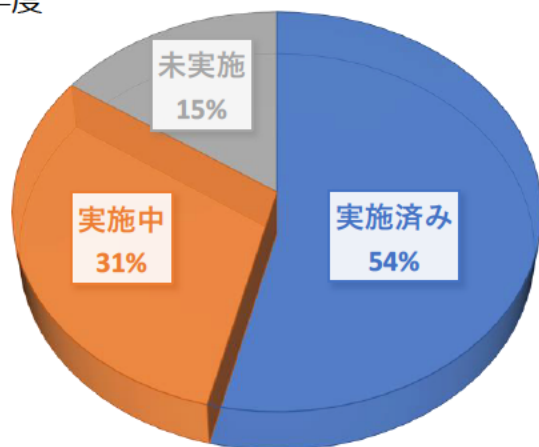
[自動車産業適正取引ガイドライン及び素形材産業取引ガイドラインの遵守]

設問：自動車産業適正取引ガイドライン及び素形材産業取引ガイドラインに掲げられている問題視されやすい行為を行わないことが（貴社から見た場合の発注者側で）徹底されていますか。

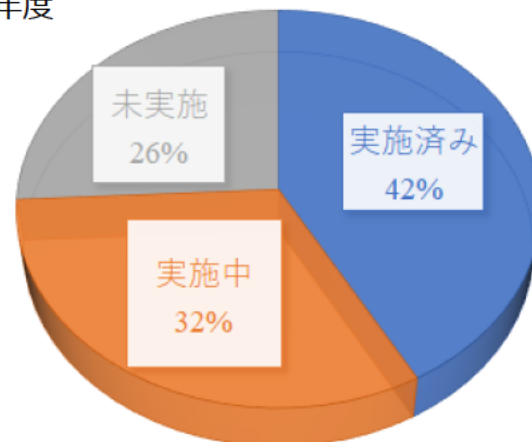
【分析結果】

- ・実施中を含めると、約90%が発注者側の社内での周知・浸透や業務の仕組みづくりが進み、実行できていると回答しており、ガイドラインが発注者側に広く認識されている結果が現れている。

2020年度



2019年度



5. まとめ（今後の取組、目標）

経済産業省による『素形材産業取引ガイドライン』が平成19年2月に策定されて以来、今日に至るまで法令対応、指針策定及び普及啓発が行われ、「型取引の適正化推進協議会」の展開によって、発注者側の意識は着実に変化している。

しかしながら、この度のフォローアップ調査結果をみると、残念ながら、合理的な価格決定及び型管理に関して、取引の適正化が改善しているとは言い難い状況が明らかになっている。いずれも難題ではあるが、当協会としては、これを受け、素形材産業取引ガイドラインや型取引適正化推進協議会報告書などの周知徹底を図るとともに、当業界における型取引ガイドラインを作成し、令和3年5月よりガイドラインの説明会及び勉強会を展開することで、取引の適正化の改善に努めていく。

パートナーシップ構築宣言については、鍛造会社の登録は未だない状況であるが、中小企業への「取引条件のしわ寄せ」を防止する意味でも、取引の適正化を進める上で有効な手段と考えるので、引き続き会員各位に展開を図っていきたい。